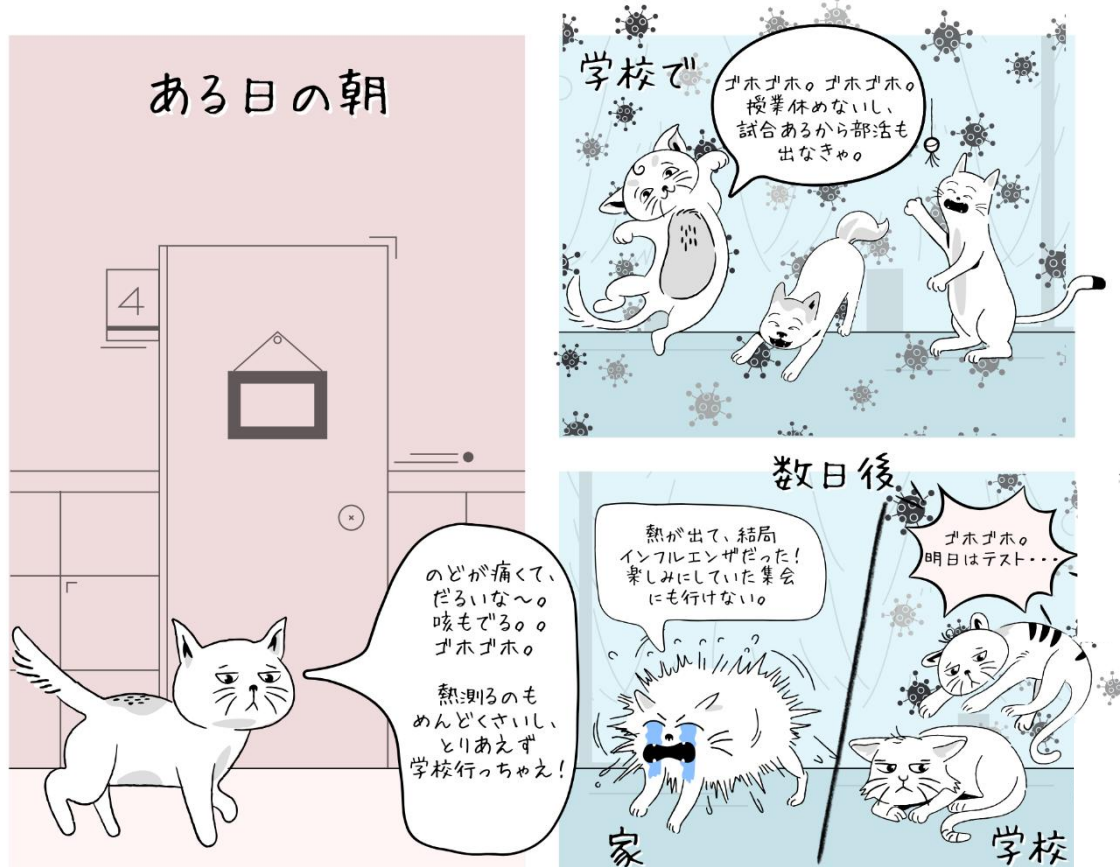




2025年11月14日
松本工業高等学校
保健室

今年は、はやくも インフルエンザ が流行し始めました！

学校生活を一生懸命に送りたいという思いから、風邪症状があっても無理して登校する人がいます。「ある日の朝」を読んで、気づくことはありますか？あなただったらどうしますか？



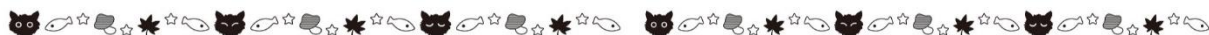
- ✕ 朝の体調がいつもと違う場合は、検温して発熱していないか健康チェックを。
- ✕ 熱がなくも風邪症状の場合は、登校を控え自宅で療養。タイミングを見て受診する。
- ✕ 学校は集団生活の場。クラスや部活の仲間に一気に感染が広がってしまいます。
- ✕ 咳が出る場合はマスク着用・咳エチケットがマナーです。
- ✕ 感染を拡げないために授業やテストを休む判断を。迷ったら担任の先生に相談を。

「自分だけなら大丈夫」という過信や、「自分だけ良ければいい」という自分勝手な行動により、感染が広がってしまいます。感染予防は“思いやり”です。想像力を働かせて、自分の体をいたわりつつ、責任ある行動でクラスの仲間、部活の仲間たちの健康も守りましょう。

インフルエンザは感染力が強く、発熱前から感染力があり、瞬く間に流行してしまう感染症です。2年生は研修見学旅行を控えています。期末テストも大事ですが、風邪症状でテストを欠席しても、後日受けることができますので、安心して休んでください。家族間や登下校などで感染することは仕方ないことです。
「感染しても拡げない」対策をお願いします。



新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症と診断された場合は…



学校（担任）へご連絡ください。出席停止期間は感染症により異なりますので、受診時に主治医に確認してください。報告書等の用紙は学校ホームページよりダウンロードしてください。

本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで」です。登校時に「出席停止期間終了報告書」を保護者が記入して提出してください。

本人がインフルエンザと診断された場合

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで」です。登校時に「治癒報告書」を保護者が記入して提出してください。

本人が新型コロナやインフルエンザ以外の感染症と診断された場合

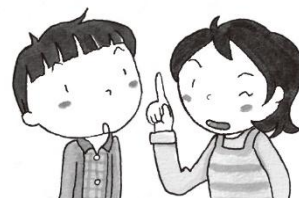
出席停止期間は主治医にご相談ください。

「治癒証明書」を医療機関で記入してもらい、登校時に持参してください。



インフルエンザによる出席停止期間の基準について

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
(学校保健安全法施行規則第19条)



インフルエンザの出席停止期間の数え方

「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。

「解熱した後2日」は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

例えば発症後2日目に解熱した場合

↓ 発症後5日以内のため登校不可

発症日 ▶ 発症後1日目 ▶ 発症後2日目 ▶ 発症後3日目 ▶ 発症後4日目 ▶ 発症後5日目 ▶ 発症後6日目

(0日)

解熱(0日)

▶ 解熱後1日目 ▶ 解熱後2日目 (※登校不可)

登校可能



例えば発症後4日目に解熱した場合

↓ 解熱後2日目のため登校不可

発症日 ▶ 発症後1日目 ▶ 発症後2日目 ▶ 発症後3日目 ▶ 発症後4日目 ▶ 発症後5日目 ▶ 発症後6日目 ▶ 発症後7日目

(0日)

解熱(0日)

▶ 解熱後1日目 ▶ 解熱後2日目 登校可能

